

第三十一條

事項を決議執行することを得
常任中央執行委員會の行動は次期中央執行委員會に報告し、その承認を得るを要す
常任中央執行委員會は中央執行委員長、常任中央執行委員部長書記長及び構成員

第三十二條

壹 本部に左の役員を置く
一 中央執行委員部長一名

第三十三條

一 書記長一名、中央執行委員若干名、會計監査若干名
中央執行委員部長は中央執行委員會を代表す
書記長は中央執行委員部長を補佐し中央執行委員會の命令を遵守義務を

第三十四條

後員の任期は次期大會に在りしものとす、但し再選は妨げず

第四章 本部組織

第三十五條

本部は市町村を區域とし、黨員五人以上を以て組織するものとす、必要あり場合は中央執行委員會の承認を経て適當之を組織することを得

第三十六條

又新に設立し或は解散する場合は黨員の公簿發給の責任及び支部規約に本報告は十年令を添へ、縣令を呈し、又は縣令會なき地域は直轄本部に提出し、中央執行委員會の承認を得ることを要す

第三十七條

又新編の支部の支部規約は、則ち得ることを要す

第三十八條

一 若し内閣に二つ以上の支部有る場合は又新編令會を組織するものとす

第三十九條

又新編令會の規約は又新編令會條例によることを要す

第四十條

近接距離の又新編令會は相互の連絡機關として地方協議會を置く事を得
但し中央執行委員會若しくは黨大會の承認を得ることを要す

第四十一條

本黨規約の資格あるを要す
一 本黨規約の第三條に該当する者
一 本黨規約の第四條に前例する者
本黨員たるんとする者は規定の様式に從ひ指定事項(年齢、現住所、氏名、年令、職業、所属団体等)の記入を以て規定の資格を添附し、其年の支部又は他の場合に於いては直接本部に紹介者連署の上申込を可し、但し紹介者は黨員に限る

(以下次条)